

令和5年度第2回調布市入札等監視委員会の会議概要

開催日時	令和6年1月25日(木) 午後3時00分から4時10分まで	
開催場所	特別会議室	
出席者	委員	櫻井 務 委員長(学識経験者) 本多 秀毅 委員(公認会計士) 柴田 亮子 委員(弁護士)
	所管課 (発注課)	子ども生活部 保育課 教育部 図書館 福祉健康部 障害福祉課 都市整備部 交通対策課 環境部 下水道課
	オブザーバー	総務部 営繕課(案件ア・イ)
	事務局	総務部契約課 永山課長, 安倍契約課長補佐, 三澤工事担当係長, 吉澤主任
<p>次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 審 査</p> <p>(1) 抽出案件について</p> <p>ア 調布市立神代保育園及び調布市立図書館神代分館外壁改修工事(制限付き一般競争入札)</p> <p>イ 調布市知的障害者援護施設FCU系統中央監視装置改修工事(制限付き一般競争入札)</p> <p>ウ 令5調布市自転車走行環境整備工事(指名競争入札)</p> <p>エ 令5調布市道南29号線管渠撤去工事(制限付き一般競争入札)</p> <p>(2) 審査結果集約</p> <p>3 閉 会</p>		
<p>1 開 会</p> <p>2 審 査</p> <p>(1) 抽出案件について</p> <p>ア 調布市立神代保育園及び調布市立図書館神代分館外壁改修工事(制限付き一般競争入札)</p> <p><b>【事業・工事概要説明】</b></p> <p>○保育課</p> <p>本件の工事場所は、調布市西つつじヶ丘1丁目40番地5の調布市立神代保育園及</p>		

び調布市立図書館神代分館。契約締結日は令和5年7月6日、工期は令和5年7月7日から令和5年10月20日まで。

本件は、公共建築物維持保全計画に基づき計画的な維持保全を行うもの。本計画に基づいて時点修正された平成31年3月のシミュレーションシートでは、令和5年度に工事設計、令和6年度に改修工事が計画されていた。その後、営繕課の現地調査により、劣化状況から工事を早めて実施することになり、令和4年度予算を令和5年度予算に繰り越して実施した。

工事内容は外壁、塗装、防水の改修、及びオーニングの新設。工事については令和5年10月20日に完成し、令和5年10月31日に検査合格した。

なお、工事着手後、事業者が補修箇所の数量調査を実施したところ、設計時の想定数量を上回る箇所の補修部位が存在することが判明したため、契約金額を増額する契約変更を行った。

### 【入札・契約手続説明】

#### ○事務局

本件は、設計金額500万円以上の建築工事として、設計金額500万円以上の電気工事として、調布市制限付き一般競争入札要綱（以下、要綱という。）及び調布市制限付き一般競争入札実施基準（以下、実施基準という。）に基づき、制限付き一般競争入札により実施し、契約した案件。

設計金額は2,500万円余の金額で、業種は建築工事であることから、実施基準の別表に照らすと設計金額が3,000万円未満の区分に該当し、建設業許可区分は一般または特定建設業の許可を有していることとした。また、地域区分及び経審の総合評定値についても、実施基準のとおり市内本店、1,000点未満とした。

公告は令和5年6月19日、申請書提出期限は6月23日で、5者から申込みがあった。

7月4日に開札した結果、落札予定者の資格を審査し、提出書類にて要件を満たしていることが確認できたことから落札決定を行った。

なお、2者の辞退理由について、積算超過の旨を確認している

また、本件は契約変更を実施し、その理由は、工事着手後、外部足場を設置し補修箇所の数量調査を実施したところ、設計時の想定数量を上回る箇所の補修部位が存在することが判明したため。

変更金額は、当初契約に175万6,700円増額の2,659万4,700円である。

### 【質疑応答】

#### ○委員

この建物の築年数は何年か。

#### ○保育課

1971年に建設されているため、築50年は経過している。

○委員

前回外壁防水をやったのはいつか。おそらく10年から20年の間で実施しているものと考えているが。

○保育課

手元に資料がないため、はっきりと回答できないが、恐らく2004年辺りで実施していると思われる。

○委員

了解した。資料によるとこの外壁はUカットと記載されているため、コンクリートと思われるが、間違いないか。

○営繕課

はい。

○委員

あと、この175万6,700円の増額は、全て外壁改修分ということか。

○営繕課

はい。

○委員

設計時の想定数量は、どのように求めたのか。

○営繕課

設計時に目視や手の届かない部分を打診することによって数量を想定した。

○委員

当初から増額された割合を確認したい

○営繕課

補修項目が複数あり、それぞれが増えたため一概に割合を回答することができない。

○委員

全体の金額は分かるが、そもそも最初の外壁の金額と変更後の外壁工事の金額で何倍ぐらいになったのか。回答は概算で構わない

○営繕課

変更前が、直接工事費で約254万円、変更後は、382万円であるため、約130万円。

○委員

了解した。数量について、1階などは足場掛けなどが見えるため、ある程度想定がつくと思われるが、足場を掛けないと分からない部分も当然あると考える。ただ、今回は少し多い印象がある。この点は、いかがか。

○営繕課

受注者から、工事着手後に実際のひび割れ状況などを図示され、1階についてはある程度想定していたひび割れの形状ということは報告された。しかし、2階については、目視で確認できなかった部分もあることから、ひび割れや補修が必要な箇所が、

想定していたよりも多く実際には出てきてしまった。

○委員

1階より2階、3階の補修箇所が多かったということか。

○営繕課

はい。

○委員

了解した。

○委員

今回の契約変更によって増額したことについての反省点というか、教訓として、得られた点を確認したい。

今回は、同じ事業者で対応できる内容であったから増額のみで済んだと思われるが、他の事業者でないと対応できないものなどが発見された場合、また改めて入札などが必要になることも考えられるのではないか。そのため、今回、契約変更をしたことを踏まえて、事前の補修箇所の点検を今後に生かすというか、今後の同様の工事に生かすということを整理した方が良いと思わる。

○事務局

外壁工事などを設計する場合、本件と同様に足場などを組まずに調査できる範囲を確認し、それを基に工事を施工している点が、今回の契約変更に至った要因の一つと考えている。

設計のやり方として、詳細な調査をしてしまうと経費が嵩んでしまう。また、施工時期との兼ね合いも考慮しなければならない。ただ、過去の事例や他市の状況も確認しながら、最善の方法を検討する必要があると認識している。

○委員

了解した。

○委員

これまでの説明からすると、本件の外壁工事は、ひび割れなどに対する工事の印象を受けたが、工種で考えると、塗装改修や防水工事といった、どちらかという塗装事業者の仕事という印象を持っている。そのため、建築工事で発注した理由を確認したい。例えば、個人の家でひび割れを直す場合には塗装事業者が施工していると思われるが、それと比較すると、本件を建築工事として発注した理由を確認したい。

さらに言うと、経審には塗装があると思われるが、発注業種として塗装は無いのか。今回は建築工事として発注したのは、オーニングの影響があったのか。

○事務局

業種として、「一般塗装」はある。発注業種選定の考え方について、業種として同じような状況にある「防水」を例に説明する。

過去の案件で、防水工事の内容について確認したなかで、発注業種を防水とするか、建築工事とするかを検討したことがあった。その理由として、市内事業者の業種登録の状況を確認したところ、防水を登録している事業者が非常に少ない点にある。

工事の中で、明らかに防水の要素が強い内容であれば、防水工事として発注するが、複数の工種がある場合、競争性の確保など様々な点を考慮して、建築工事として発注してきた経緯がある。

本件については、塗装で発注した場合、どのような想定となるか等、確認をしながら振り返りを実施する必要があると認識している。

○委員

今の点に関連して、今回の補修方法としてはUカットとアンカーピンニング、エポキシとあることから、この辺の補修方法を選択するという観点で、発注業種を建築工事としたのではないかと考えていた。

○事務局

事務局としては、ここまでの「防水」の例で言うと、工事内容が明らかに防水であると確認できた場合は、防水工事として発注し、複数の工種が絡んでいると判断した場合は建築工事として発注していたが、さらに厳密な精査が必要な場合があると考えている。

○委員

最近では、外壁塗装であるとか屋上防水など非常に色々なところで多くなっている印象がある。その意味で、ただ塗るだけでない技術のような気がするから建築工事なのかというように、自分の中で発注業種の違いがよく整理できていない。

○委員

塗装業者も塗るだけではなく、屋根に上がることもあるし、塗装業者が建設業許可を有していれば、建築業者を下請することもできることから、建築業者でなければ工事ができないという話とも違うのではないかと。

今回の工事について、詳細がわからないが、様々な事柄を検討されたうえで、建築工事として発注したと思うが、発注業種については、諸般の事情を考慮しつつ、最適な発注業種を決定する必要があるのではないかと考えている。

○事務局

工事内容はもちろんだが、事業者の入札における登録業種区分と、経審における業種区分が完全に一致しているわけではないことや、業種に対する登録業者数などといった、様々な兼ね合いを踏まえながら、工事主管課と調整しながら、今後は対応していきたいと考えている。

○委員

了解した。

○事務局

本件は、塗装以外にアルミニウム製の既成庇の新設や館銘板の撤去などについて、委員がこれまで指摘されているとおり下請に発注すれば対応することができる部分もあるかもしれないが、工事内容として建築的要素が確認できたことから、建築工事として発注した。

○委員

了解した。

○委員長

これで1件目の審査については以上で終了とする。

本工事について、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたと、決定してよろしいか。

(全委員了承)

**イ 調布市知的障害者援護施設F C U系統中央監視装置改修工事（制限付き一般競争入札）**

**【事業・工事概要説明】**

○障害福祉課

調布市知的障害者援護施設は、入所棟のなごみと通所棟から成る2階建ての施設である。平成12年の開所から23年が経過し、施設の老朽化が進んでいる状況。そのため、今回は、入所棟なごみのファンコイルユニット（以下、「F C U」という。）系統の空調改修工事を実施した。

F C U式の空調は、機械室に設置した冷温水発生機と呼ばれる装置から建物内の管を通してF C Uに冷水や温水を送って、各フロアや部屋ごとに室温の調整をする。

F C U空調は、中央監視制御を行い、なごみでは、2台の中央監視装置が現在設置されている。装置について、1台目は開所当初から空調の監視を行い、2台目は平成25年の落雷によって空調が停止したため、平成26年からセキュリティ監視用として導入している。

建築設備維持保全推進協会が示す中央監視装置の更新目安は10年間とされているが、1台目の監視装置は導入から20年以上が経過している。また、なごみを利用している利用者は知的障害をお持ちで、自身で衣服による体温調整が難しい方が多く入所している。そのため、空調の停止は、事業の運営上、大きな影響を及ぼすことになることから、今回の改修では、開設当初の中央監視装置から制御部分を切り離して新たに更新、また、セキュリティ監視装置へ制御機能を導入して、それも更新する工事を実施している。

**【入札・契約手続説明】**

○事務局

本件は、設計金額500万円以上の電気工事として、要綱及び実施基準に基づき制限付き一般競争入札により実施し、契約した案件。

設計金額は4,400万円余の金額で、業種は電気工事であることから、実施基準の別表に照らすと設計金額は3,000万円以上7,000万円未満の区分に該当し、建設業許可区分は一般または特定建設業の許可を有していることとした。また、地域区分及び経審の総合評定値についても、実施基準のとおり市内本店、500点以上1,

200点未満とした。

公告は令和5年7月13日、申請書提出期限は7月20日で、7者から申込みがあった。7月31日に開札した結果、落札予定者の資格を審査し、提出書類にて要件を満たしていることを確認できたことから落札決定を行った。

なお、6者の辞退理由のうち、4者は積算超過、2者は人員不足の旨を確認している。

#### 【質疑応答】

##### ○委員

今回の辞退理由で、積算超過が4者いた点が少し気になった。こここのところの資材価格や人件費の高騰で、予定価格の積算が追いついていないということか。

##### ○営繕課

積算自体が、最新の東京都単価を使うとともに、事業者から見積りも徴取していることから、積算自体が追いついていないということはない。ただ、東京都単価が実情に即しているかという点、その点は何とも言えないところである。

##### ○事務局

建設物価の状況を調べると、昨年前半までは高止まり傾向、どちらかという横ばいであった。しかし、後半からは急激に建設物価が上昇していたと認識している。そのため、東京都の最新単価を用いて積算をしていたとしても、実態との乖離はあったかもしれない。

##### ○委員

了解した。今回の審査対象案件ではないが、八ヶ岳少年自然の家防災設備改修工事と同じ電気工事で、積算超過が理由なのかもしれないが、4者辞退し、1者しか残っていなかった入札があったことから、積算状況を確認した。

東京都の基準を用いて積算したものの、辞退が発生したのであれば、仕方がない結果であったと思う。

##### ○事務局

市が発注する電気工事は、入札参加者が比較的多い業種であると認識している。ただ、八ヶ岳に係る積算では地理的な要因を反映できない部分があり、その点が影響したと推測している。

本件については、資材価格高騰の影響があったかどうか、断定的なことは言えないが、辞退の要因としては影響したかもしれない。

##### ○委員

了解した。

##### ○委員

委員が指摘された点に関連するが、積算方法について規定どおりが良いのか、1者入札の状況を踏まえると、実勢価格を考慮した積算方法の検討が必要なのではないか。

2者、3者が入札に参加できるような積算ができるようになると良いと考えている。

○事務局

事務局では、こここのところの資材価格高騰によって入札の不調が発生しないように営繕課と調整している。ただ、積算上は東京都の単価を使用していないと明確な根拠が持てないことから、そこは変更できない。一方で、製品の金額については、見積を何度も取ることで、最新の実勢価格を反映できるよう営繕課で対応していることを確認している。このような取組は継続していかなければならないと認識している。

また、契約全体について、市では、年間80件から90件程度の工事を発注しているなかで、不調は年間で数件程度であるが、不調の全てに資材や人件費高騰が直接結びついている訳ではなく、施工の難しさなども影響している場合もある。

いずれにしても、事業者が適正な価格で落札できるように、積算に係る工事担当課の取組は継続していく必要があると認識している。

○委員

金額的な課題もあるが、たしかに製品の納品が遅れている状況が、世の中に増えている。受注されたけれども、資材の納品が遅れたことが原因で、工事が遅延することは、また問題になっている。そのため、価格の適正化に加えて、資材が予定どおりに納品されるかも重要であることから、その両方を考えながら、積算の妥当性を検討することは、たしかに難しいことであると理解することができた。

○事務局

電気工事の資材調達について補足すると、万博や能登地震が今後どのように影響するか、営繕課では注視していると聞いている。

○委員

本件について、FCUなど専門的な内容であるが、端的に言うと更新工事ということか。

○障害福祉課

はい。

○委員

工事概要で、中央監視装置から切り離して、結局、中央監視装置にするとのことであれば、全く新しい中央監視装置に更新するということか。

○障害福祉課

現状、中央監視装置が2台あり、1台が空調関係で、もう一つがセキュリティ監視装置としている。この空調に係る中央監視装置は、ホテルなどの大きな建物の空調を一斉制御するものであるが、設置から23年経過していることから、FCUの制御部分を切り離してセキュリティ監視装置に導入して、そこを新たに中央監視装置にするというものである。

○委員

今回の工事では、セキュリティに関する部分を除いて、完全に新しい機器を導入すると捉えて良いか。

確認したい点は、既存の機器が特定のメーカーで、更新するには制約条件があり、

競争性に影響しているのではないかという点を聞きたい。

特定のメーカーの機器を更新する場合、既設のものとの互換性に関する制約条件のほか、代理店との関係などが、競争性に影響するのではないか。例えば、メーカーAの機器を得意とする事業者もあれば、メーカーBの機器を得意とする事業者もあると考える。その場合、機器の納品に得意・不得意が生じるのではないか。

○営繕課

既存の中央監視装置との制約はあると思うが、特定の1者に限定されるものではないと認識している。また、委員の指摘どおり事業者によっては得意・不得意は恐らくあると思う。

○委員

その場合、特定のメーカーであれば、安く仕入れることができる業者はあると思う。

○営繕課

メーカーとの繋がりなどはあると思う。

○委員

そのような繋がりや、金額などの差に表れる。工事費の中に占める割合が特に多い電気工事では、工賃より製品が占める割合が大きい。そうすると、やはり制約関係が生じざるを得ない印象を受ける。

○営繕課

工事の性質上、確かにあり得る。

○委員

保守契約の関係を確認したい。既存機器とは異なるメーカーの機器に更新した場合、どのように対応しているのか。

○営繕課

更新した場合、既存メーカーでは対応できなくなることから、新しい機器のメーカーと保守契約を結んでいる。

○委員

了解した。

○委員

今の議論の最たるものがエレベーターであると感じた。

○事務局

はい。たしかにエレベーターに係る入札は、難しいと感じている。エレベーターは、まだ納期が掛かるような状況があったり、既設機器と整合をとらなければならない点が多々難しいということが、これまでの経験としてある。また、委員が指摘された点も影響しているかもしれない。

○委員長

これで2件目の審査については以上で終了とする。

本工事について、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたと、決定してよろしいか。

(全委員了承)

## ウ 令5調布市自転車走行環境整備工事（指名競争入札）

### 【事業・工事概要説明】

#### ○交通対策課

本事業は、調布市総合交通計画に基づき、今後の交通需要や都市基盤の整備と合わせた効率的な公共交通ネットワークや公共交通の利用環境の向上に向けた検討を進めていく中で、平成30年11月に策定した調布市自転車ネットワーク計画の中で、優先整備路線（I期）として、市内の駅周辺などの自転車利用が集中する地区を重点整備エリアとして位置づけている。

今回整備した範囲も、歩行者と自転車が錯綜する国領駅北側とつつじヶ丘駅北側から甲州街道までの区間についての道路の自転車走行環境整備を行い、歩車分離による歩行者の安全を図ることを目的としている。

工事内容は、自転車ナビマーク25箇所、自転車ナビライン95箇所の路面標示塗装工事を行うもの。駅周辺の工事であったため、バスや歩行者・自転車が多い現場だったが、安全対策を丁寧に行い、特に交通のトラブル等もなく無事故で工事を完了した。また、既存の交通機能を確保しながらの工事であったため、事前にバス会社へ工事の説明を行うことで、渋滞を誘発することなく完了することができた。

### 【入札・契約手続説明】

#### ○事務局

本件は、「道路標示塗装工事」だが、設計金額が500万円未満であることから、要綱の第2「対象工事等」に該当しないため、指名競争入札により実施した案件。

指名事業者について、「道路標示塗装」で業種登録している市内本店事業者がいないため、市内の支店等がある順市内事業者3者、市外事業者2者指名した。

事業者の選定理由は、調布市の競争入札参加資格者名簿に登録され、業種として「道路標示塗装」に登録している事業者で、「都内自治体での受注実績」及び「調布市における同種案件の入札実績」などを確認し、本件工事の適格性を有する事業者から選定した。

手続については、8月23日に指名し、9月1日に開札した結果、入札金額345万円で落札し、9月5日に契約を締結した。

なお、1者の辞退理由は技術者不足の旨を確認している。

### 【質疑応答】

#### ○委員

今回の工事で、つつじヶ丘駅前、駅ロータリーから甲州街道までの通りが工事場

所になっているが、国領駅ロータリー前の狛江通りは施工範囲に含まれていない。その理由を確認したい。

○交通対策課

国領駅前の旧甲州街道までは都道であるため、工事の対象外である。そのため、今回の工事は、市道である旧甲州街道から甲州街道までの区間で工事を実施した。

○委員

了解した。今回の施工範囲について、市道と都道の関係を理解できた。

○委員

指名競争入札を行った理由をもう一度説明してほしい。

○事務局

要綱では、500万円以上の案件が制限付き一般競争入札の対象となる。そして今回は、500万円未満のため、指名競争入札を実施した。

○委員

道路標示塗装はかなり専門的な工事なのか。業種登録が必要だとは思わなかった。

○事務局

業種種別として、「道路標示塗装」が入札参加資格上で登録されている。ただ、案件自体が少ない。直近で市が発注した道路標示塗装の工事は、平成30年に1件、令和4年に1件である。

○委員

道路標示塗装で登録している市内事業者数を確認したい。

○事務局

市内本店事業者で、道路標示塗装を持っている事業者はいない。

○委員

了解した。

○委員

道路上に、停止線や横断歩道などの標示があるが、基本的には、舗装工事の中で塗装工事が行われているが、単独で標示塗装工事を行うことは珍しいという理解で良いか。

○事務局

はい。ただ、緊急で行う場合は、別途結んでいる単価契約で対応することもある。

○委員

道路補修の単価契約ということか。

○事務局

はい。

○委員

準市内事業者という概念を確認したい。市の契約制度の中で、特別な取扱いがされているのか。事業者にとってメリットがあるのか。

○事務局

準市内事業者については、市内に支店や事業所を構えている事業者から、「営業所調査票（以下、「調査票」という。）」が提出される。この調査票には、事務所の外観や内部の写真が添付されている。その調査票で、市内事業者としての営業の実態を確認することができれば、市内支店事業者（準市内事業者）として取扱う。これは、本店事業者の場合も、同様の調査票を提出してもらって確認している。

メリットとしては、入札参加条件の中で、参加対象範囲を市内に区切ったときに、市内事業者として取扱うことができるようになる。また、制限付き一般競争入札の場合、経審の総合評定値で、市内事業者と市外事業者で差を設ける場合がある。

○委員

了解した。ただ、指名競争入札ではメリットがないということか。要は、指名する理由にはするけれども、特に準市内だからといってメリットは特にはないのではないか。今、事務局から説明があったことを踏まえると、指名競争入札に限っていうと、経審の点数などが関係ないとすれば、市内本店事業者に対象者がいない場合に準市内に事業者の中から指名される程度しかないような印象を受けた。

○事務局

指名する場合、市外事業者と準市内が同等であれば、準市内から優先的に指名するようにはしている。

○委員

了解した。ちなみに、今回落札した事業者の本社はどこか。

○事務局

本社は世田谷区にある。

○委員

了解した。

○委員長

では、3件目の審査については以上で終了とする。

本工事について、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたと、決定してよろしいか。

（全委員了承）

## エ 令5調布市道南29号線管渠撤去工事（制限付き一般競争入札）

### 【事業・工事概要説明】

○下水道課

工事概要について、工事場所は、調布市小島町2丁目50番地先で、契約締結日は、令和5年8月18日。工期は、令和5年8月21日から令和5年9月29日まで。設計金額744万7,000円で、契約金額744万7,000円である。

発注した理由について、本工事は令和5年度に調布駅南側で実施される駅前広場整備に伴う工事に先行し、支障となる管渠の撤去工事を行うもの。

発注業種は、下水道施設工事。工事内容は、撤去工、管渠・Φ250、鉄筋コンクリート管・75.95メートル（開削工法）。人孔・0号人孔（内径750ミリ）が4基。付帯工・仮舗装工一式である。

## 【入札・契約手続説明】

### ○事務局

本件は、設計金額500万円以上の下水道施設工事として、要綱及び実施基準に基づき制限付き一般競争入札により実施し、契約した案件。

設計金額は、700万円余の金額で、業種は下水道施設工事であることから、実施基準の別表に照らすと、設計金額が3,000万円未満の区分に該当し、建設業許可区分は一般または特定建設業の許可を有していることとした。また、地域区分及び経審の総合評定値についても実施基準のとおり市内本店、1,000点未満とした。

公告は、令和5年7月27日、申請書提出期限は8月2日で、1者から申込みがあった。

8月16日に開札した結果、落札予定者の資格を審査し、提出書類にて要件を満たしていることが確認できたことから、落札決定を行った。

## 【質疑応答】

### ○委員

グリーンホール前は何度となく工事が行われているが、今回の工事で、初めて下水道管を撤去した理由を確認したい。

### ○下水道課

調布駅前広場の整備に伴って、下水道管の切替えをかなり前から取り組んでいたが、この工事の場所では、過去に地下駐輪場が計画されていたため、撤去が当時できない状態であった。そして今回、電線共同溝工事を施工するタイミングで、ようやく撤去することができた。

### ○委員

過去の経緯があり、ここだけ残されていたということか。

### ○下水道課

撤去できるタイミングを待っていたということ。

### ○委員

了解した。

### ○委員

この工事について、発注理由を見たときに、支障にならなかったから残置したのかなという印象を受けた。確認だが、不要な下水道管は随時撤去しているのか。

### ○下水道課

はい。撤去と新設はセットで考えるが、この場所は、過去に地下駐車場の計画にかかる場所であったため、当時は、交通対策課で対応する予定であった。ただ、計画が

中止になってしまったため、今回のタイミングに合わせて撤去した。

○委員

了解した。

○委員

今回、撤去工事を単独で発注することはかなりイレギュラーだと説明されたが、現在、駅前広場の工事が行われている。そのことを踏まえると、この工事について、競争性が成り立ったのか。つまり、一般競争入札を実施したとはいえ、単独で発注したことが適切であったのか。結果として、1者入札で、ほかの手が上がっていない。

○下水道課

下水道企業会計でもあるため、ほかの工事と組み合わせて発注することがなかなか難しいのが現状。

○事務局

委員が指摘された点については、事務局でも課題認識している。今回、落札した事業者の積算を確認すると、直接工事費などは高いが、管理費関係が極端に安い。その理由には、今回の落札者が駅前広場工事も受注しているからだと理解している。

積算については、駅前広場での工事で、様々な制約があつて施工が難しい部分もあるのだろうと分かっているが、駅前広場全体の作業もあることから、経費の部分を抑えられる見込みがあつたのだと思う。

道路関係の工事と下水道関係の工事などは、工事としては別だが、関連している場合があることから、事務局としては調整や連携を図っていく必要があると認識している。

○委員

現場が錯綜してしまう工事の発注は難しい。施工者が同じでないと、結果的に施工しにくくなってしまうことも理解できる。

○委員

地下駐輪場の計画が無くなった時点から、駅前広場の工事までに期間が空いていることから、その期間で発注する方法もあつた気がする。この撤去工事を別の工事として、ターミナルの工事を始める前に、管渠を撤去するのであれば、ほかの事業者が参加できた可能性があつた。

今回の件については、工事の順番などを考えるきっかけにしてほしい。

○委員

本件の工期は、1箇月で短い。また、開削で管を撤去するのであれば、簡単な工事な印象がある。これまでの議論の中であつたように、工事の手順の問題もあるかもしれない。

○事務局

今回は、特に工事規模の差があつたのかもしれない。

発注の順番も含めて、今後も、関係課としっかり連携していく必要があると認識している。

○委員長

では、4件目の審査については以上で終了とする。

本工事について、入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたと、決定してよろしいか。

(全委員了承)

## (2) 審査結果集約

### 【審査結果】

今回は、制限付き一般競争入札方式案件3件と指名競争入札方式案件1件を選定し、審査を行った。いずれの案件も法令及び要綱に基づき入札・契約手続が適正かつ適切に行われていた。

今回の審査案件においては、1者入札の要因等を重点的に確認した。制限付き一般競争入札は、多くの事業者が参加し、競争性があることが望ましい。ただ、昨今の資材価格高騰や人手不足などが影響して、事業者もなかなか参加しにくい状況がある。また、工事内容によっては、資材調達の関係で、有利・不利があるかもしれない。さらに、工事の順番等が影響する場合も考えられる。そのため、市では、工事の特性を踏まえ、発注方法や時期などについて、関係課と調整し、競争性を高める工夫を検討されたい。

指名競争入札については、工事に対する適格を有する事業者を指名することが重要になることから、事業者の規模や同種工事の実績等を十分に確認したうえで、業者選定を確実にすること。

## 3 閉会

今回の委員会日程は、別途日程調整を行う。